

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（聖籠町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 聖籠町公民館設置及び管理に関する条例（平成元年聖籠町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「審議会」を「公民館運営審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第六条第一項中「法第三十条第一項に規定する者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中に」に改め、同条第四項中「法第三十条第一項」を「第一項」に改める。

（聖籠町立図書館設置条例の一部改正）

第二条 聖籠町立図書館設置条例（平成元年聖籠町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（協議会の委員及び任期）

第五条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 委員は十名以内とする。

3 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(聖籠町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の聖籠町公民館設置及び管理に関する条例第五条及び第六条に基づき委嘱されている者(この項において「旧委員」という。)は、施行日に、改正後の第五条及び第六条に基づき委員として委嘱された者とみなし、その任期は旧委員の残任期間とする。

(聖籠町立図書館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の聖籠町立図書館設置条例第四条及び第五条に基づき任命されている者(この項において「旧委員」という。)は、施行日に、改正後の第四条及び第五条に基づく委員として任命された者とみなし、その任期は旧委員の残任期間とする。